

幸せに生きる

横須賀市立神明中学校

「学校いじめ防止基本方針」

平成26年4月1日 策定

令和4年4月1日 改定

学校いじめ防止基本方針とは

これを読めば、

個々の教職員は

★自分が何をすべきかわかるもの

保護者や地域は

★何を協力すればよいかかわかるもの

学校が

★生徒をどのように育てようとしているかわかるもの

生徒指導が

★いかに組織的・計画的に行われようとしているのかわかるもの

つまり

学校いじめ防止基本方針とは

★学校のいじめに対する「行動計画書」です。



目 次

1. いじめ防止に向けた基本姿勢	P1~3
①いじめとは（いじめの定義）	
②いじめの基本認識	
③いじめの分類	
④いじめの構造	
2. いじめ防止等に取り組むための校内組織	P4~6
①学校いじめ防止対策委員会の設置	
②学校いじめ防止対策委員会《組織図》	
③学校いじめ防止対策委員会《構成員》	
3. いじめの未然防止 ～いじめを生まない土壌づくり～	P7~8
①教職員の共通理解を図る	
②学級経営の充実	
③授業の充実	
④人権教育の充実	
⑤道徳教育の充実	
⑥体験活動を重視した特別活動・総合学習の充実	
⑦生徒会が主体となった取り組みの充実	
⑧情報モラル研修の充実	
⑨保護者や地域へのはたらきかけ	
4. いじめの早期発見 ～小さな変化に対する敏感な気づき～	P9~10
①日々の観察	
②相談窓口と教育相談週間の周知	
③学校生活アンケートの実施	
④教育相談の実施	
5. いじめの対処 ～早期・迅速・組織的な対応～	P11~14
①いじめ情報のキャッチ	
②緊急対策会議の立ち上げ・対応チームの編成	
③事実の究明（ききとり）	
④被害者・加害者・周辺者への指導	
6. ネット上のいじめの対応 ～学校・家庭・機関との連携～	P15
①特殊性による危険性	
②未然防止	
③早期発見・早期対応	
7. 重大事態への対処 ～報告・設置・調査・提供～	P16
※別紙 神明中学校 いじめ防止対策のための年間計画	P17~21

1. いじめ防止等に向けた基本姿勢

本校学校教育目標「幸せに生きる」は、学力・文化・コミュニケーションを身につけ、社会で活躍することができる力と自分の人生を豊かに生きるための土台となる力をもつ生徒の育成を目指しています。

全校生徒が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組むためには、教職員が生徒とともに『いじめ』を抑止し、人権を守る土壌をはぐくみ、『いじめ』を許さない学校づくりを推進する必要があります。学校の内外を問わず、す

べての生徒を『いじめ』に向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性ある大人へと育むために学校・家庭・地域その他関係者が一体となった継続的な取り組みを実践するために神明中「学校いじめ防止基本方針」を定めます。

学校教育目標 「幸せに生きる」 ～感性・思考・コミュニケーション～		
めざす子ども像		
【感性】 学び、感じる力 (知恵・感性) を身につけて いる。	【思考】 物事に対して、 よく考え、判断 する力を身に つけている。	【コミュニケーション】 友人や先生、地 域の方々と質 の高いコミュニケ ーションが取れる。

①いじめとは（いじめの定義）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

平成25年9月28日施行 いじめ防止対策推進法 第2条より

いじめを考える①…「一定の人間関係」「物理的な影響」

◆「一定の人的関係」とは？

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や塾やクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係を指します。

◆「物理的な影響」とは？

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味します。外見的にはけんかに見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要とされます。

②いじめの基本認識

- ・いじめは、どの生徒にも、どの集団にもどの学校にも起こりうるものです。
- ・いじめは、もともと身近で深刻な人権侵害行為です。
- ・いじめは、教職員の生徒観や指導のあり方が問われる問題です。
- ・いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし一体となって取り組むべき問題です。

そのため

・ 未然防止 ・ 早期発見 ・ 早期対応

がポイントとなります。

③いじめの分類

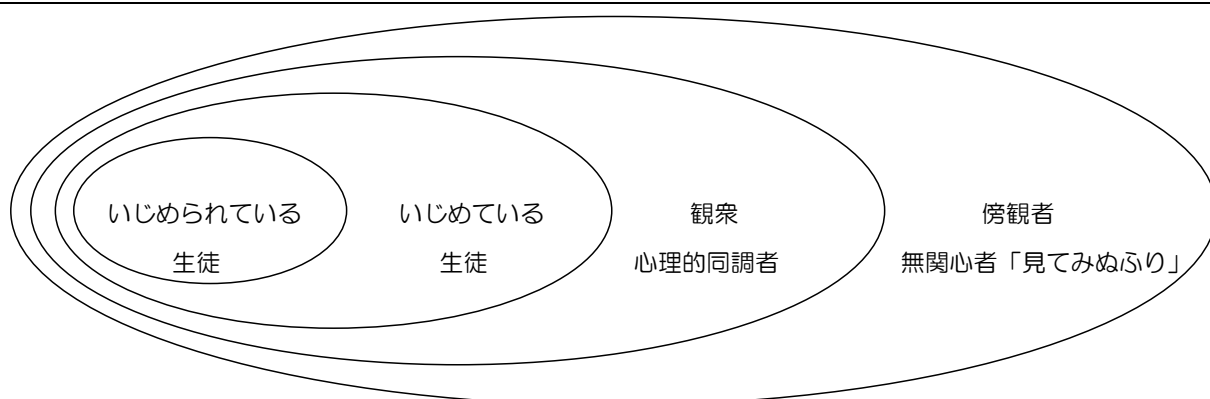
「いじめ」は、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守る観点から、毅然とした対応をとることが必要です。

- (1) 「ことば」によるいじめ ————— 脅迫・名誉毀損・侮辱
 - ・冷やかしかからかい・悪口や脅し文句・嫌なことを言われる
 - ・身体や動作について不快なことを言われる
 - ・存在を拒否される
 - ・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる
- (2) 「暴力」によるいじめ ————— 暴行
 - ・ぶつかられる、叩かれる、蹴られる
 - ・身体をこづかれる、触って知らないふりをされる
 - ・遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたり技をかけられる
- (3) 「仲間はずし」・「集団による無視」などのいじめ ————— 脅迫
 - ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる
 - ・遊びやチームに入れない
 - ・席を離される
- (4) 「たかる」などのいじめ ————— 恐喝
 - ・「金品」を要求される

- (5) 「かくす・盗む・壊す・捨てる」などのいじめ ————— 窃盗・器物破損
 ・対象の子の持ち物を傷つける
- (6) 「嫌なことをさせる」などのいじめ ————— 強要・強制わいせつ
 ・万引きやかつあげを強要される
 ・大勢の前で衣服を脱がされる
 ・教師や大人に対して暴言を言わされる
- (7) 「情報機器による誹謗中傷」などのいじめ ————— 脅迫・名誉毀損・侮辱
 ・インターネット（SNSなど）で恥ずかしい情報を載せられる
 ・いたずらや脅迫のメッセージが届く
 ・画像や動画を流出、悪用される

④いじめの構造

「いじめ」は、単にいじめを受けている生徒といじめている生徒との関係だけでとらえることはできません。いじめは四層構造になっています。



いじめを考える<2>…いじめの構造

- ◆観衆や傍観者の立場にいる生徒も、結果としていじめを助長していることとなります。また、いじめられている生徒といじめている生徒との関係は、立場が逆転する場合があります。
- ◆いじめられている生徒の気持ち
 - ・自尊心を傷つけられたくない。親に心配をかけたくない。
 - ・さらにいじめられるのではないかという不安から、いじめの事実を言わない。
 - ・屈辱をこらえ、平静を装う。明るくふるまう。
 - ・「自分に責任がある」と自分を責め、自分の存在を否定する気持ちになる。
- ◆いじめている生徒の気持ち
 - ・いじめの深刻さを認識しないで、からかい感覚でいじめを行う。
 - ・自分がいじめのターゲットにならないように、いじめに加わることがある。
 - ・いじめている側にも問題があると、いじめを正当化している。

2. いじめ防止等に取り組むための校内組織

「いじめ」問題の取り組みにあたっては、「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取り組みをする必要があります。そのためには、「早期発見」「早期対応」はもちろんのこと、いじめを発生させない土壌を形成するための「予防的」な取り組みをあらゆる教育活動に展開することが求められます。

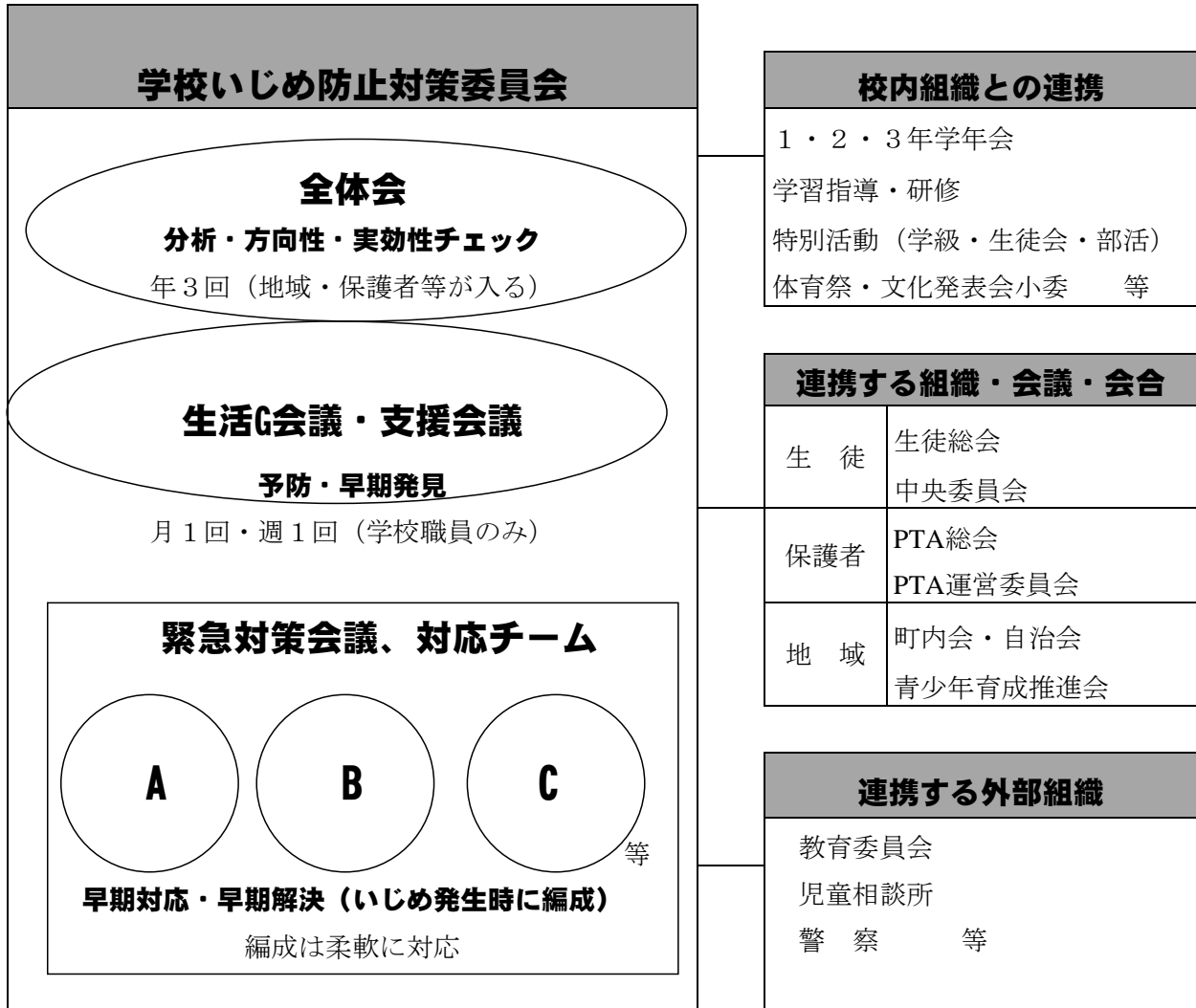
本校においては、いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、法第22条に基づき「学校いじめ防止対策委員会」を設置し、その組織を中心に教職員全体で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行います。生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開していきます。

①学校いじめ防止対策委員会の設置

「学校いじめ防止対策委員会」を実効的に行うため『全体会』と『生活G会議』『支援会議』『緊急対策会議（対応チーム）』を設置します。また、重大事案発生時には教育委員会や関係機関との連携を密にとり対応します。さらに実効性のチェックが適正に行われているか、振り返りをします。

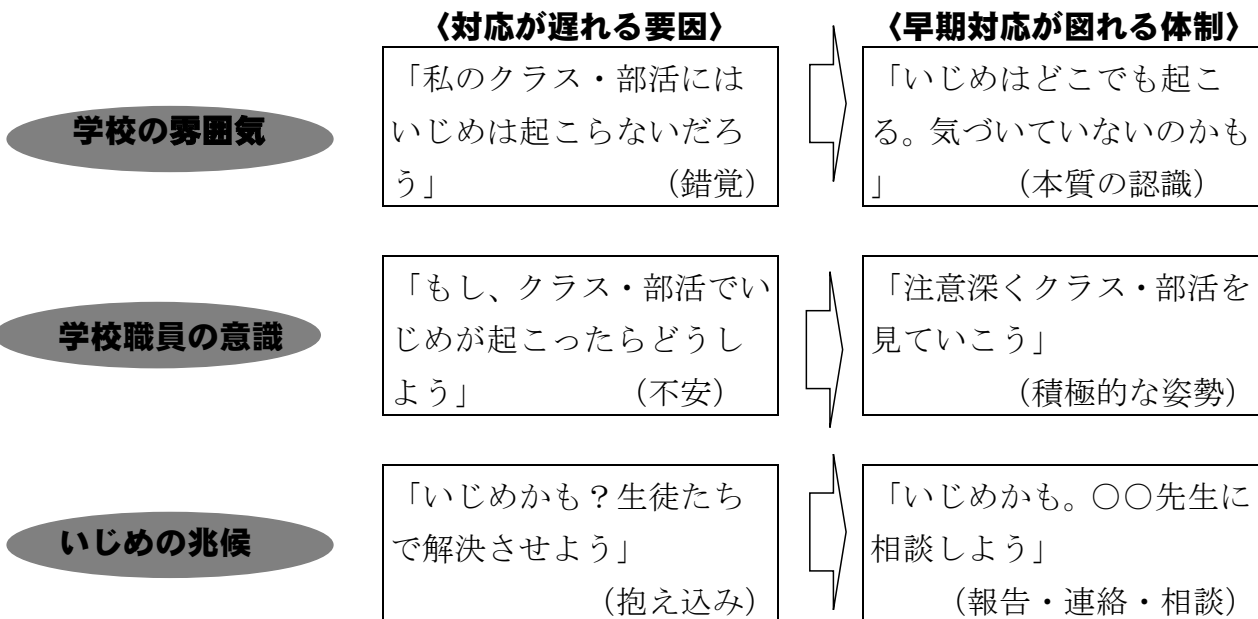
名称	学校いじめ防止対策委員会			
会議	全体会	生活G会議	支援会議	緊急対策会議
構成	③参照	③参照	③参照	③参照
開催	3回／年	1回／月	1回／週	いじめ発生時
目的	・分析、方向性 ・実効性のチェック	・未然防止の手立て ・早期発見の手立て		・早期対応 ・指導と支援
	・外部構成員が加わる	・主に全校指導	・主に個別支援	・問題解決
具体的内容	・防止に関すること ・発見に関すること ・対応に関すること ・学校いじめ防止基本方針に関すること	・学校土壌づくり ・教育相談 ・アンケート ・道徳、学級、部活、生徒会等との連携 ・情報の分析、考察	・情報収集 ・情報共有、記録 ・対応検討、検証 ・いじめ相談 ・通報対応	・情報収集 ・事実関係整理 ・対応方針 ・指導と支援 ・保護者との連携 ・事後対応

②学校いじめ防止対策委員会《組織図》



いじめを考える〈3〉…早期対応が図れる体制づくり

いじめには、迅速な対応が必要とされます。考え方の転換をはかり、より迅速な対応が図れる体制づくりに取り組みます。



③学校いじめ防止対策委員会《構成員》

○…会議・チームに入る △…状況に応じて入る

	役 職	全体会	生活G会議	支援会議	対応チーム
1	校 長	○	○	○	○
2	教 頭	○	○	○	○
3	生活指導グループ長	○	○	○	○
4	生徒指導担当	○	○	○	○
5	支援コーディネーター	○	○	○	○
6	養護教諭	○	○	○	△
7	支援級担任	○	○	○	△
8	1年学年主任	○		○	△
9	2年学年主任	○		○	△
10	3年学年主任	○		○	△
11	スクールカウンセラー	○		○	△
12	登校支援相談員	○		○	△
13	PTA会長	○			
14	PTA副会長	○			
15	PTA副会長	○			
16	学校評議員	○			
17	学校評議員	○			
18	地域支援者	○			
19	地域支援者	○			
20	体育振興委員	○			
21	青少年育成推進委員	○			
22	該当学級担任			△	△
23	該当部活動顧問				△
24	学年生徒指導係				△
25	事務職員				

いじめを考える<4>…いじめ防止等の組織について

いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日公布）より

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する設置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

3. いじめの未然防止 ～いじめを生まない土壌づくり～

市教育委員会：指導の重点2「認め合い高め合う関係を築く力を育てる」について、学校全体で取り組みます。生徒一人一人の「生きる力」の育成の基盤となる、よりよい学級・学年等の集団づくりを目指します。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感や自尊感情を育むことができるように努めます。生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握した上で、年間を見通した予防的、開発的な取り組みを計画・実施します。

①教職員の共通理解を図る

- ・いじめの特質等について、校内研修や職員会議を活用し、平素から教職員全員の共通理解を図ります。
- ・職員が生徒を一人の人間として尊重し、日ごろから生徒の心に寄り添うことを心がけます。

②学級経営の充実

- ・生徒一人一人の良さが発揮され、互いを認め合う学級づくりをします。
- ・生徒の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団をつくります。
- ・学級のルールや規範が守られるような継続的な指導を行います。
- ・日々の生活の中から、客観的に生徒の実態を把握します。
- ・いじめ防止につながる視点を学級経営案に入れます。

③授業の充実

- ・授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりを進めます。
- ・各教科において他者と協同して学ぶ場の充実を図ります。
- ・学習ルールの徹底を図ります。
- ・すべての生徒が授業に参加して活躍でき、理解できる授業を目指すために、授業改善・個別支援等の研修を積み上げます。

④人権教育の充実

- ・学校の教育活動全体を通じて、いじめは相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人として決して許されるものではない」ことを生徒に理解させます。
- ・人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権意識の高揚を図ります。

- ・正しい言葉遣いができる集団を育成します。いじめの多くは「キモイ」「ウザイ」「死ね」などの人権意識に欠けた言葉によるものです。
- ・感染症に関わる人権意識の大切さを伝えていきます。

⑤ 道徳教育の充実

- ・道徳授業の積み上げから、未発達のかえ方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止します。
- ・「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てます。
- ・生徒の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施し、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止できるようにします。
- ・ポスター製作や標語など、視覚化できる取り組みをします。

⑥ 体験活動を重視した特別活動・総合学習の充実

- ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、人と関わるよさや集団で活動する価値を、生徒に実感させます。
- ・一人一人が他者の考えや思いを理解し、集団の一員として自分の力を発揮することを通して、自主的・実践的態を育てます。
- ・地域交流、職場体験、福祉体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、集団や社会と関わることを通して、生徒に規範意識や社会性を身に付けさせます。

⑦ 生徒会が主体となった取り組みの充実

- ・生徒会活動による、いじめ防止の訴え、解決を図れるような自発的、自治的活動の取り組みを行います。

⑧ 情報モラル研修の充実

- ・生徒が、発信された情報の広範囲な流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特徴を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、また効果的に対処できるように情報モラルの学習を行います。
- ・携帯電話講習会の実施や保護者説明会での注意喚起を定例化します。

⑨ 保護者や地域へのはたらきかけ

- ・授業参観や保護者会の開催、学校・学年・学級だより、HP等による広報活動により、いじめ防止対策や対応について啓発を行います。
- ・いじめは、学校や家庭だけの問題ではなく、すべての大人たちの問題として取り組む必要があることから、日頃から家庭や地域との共通理解を図るため、開かれた学校づくりに努めます。

4. いじめの早期発見 ～小さな変化に対する敏感な気づき～

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多くあります。いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭・地域と連携して情報を収集する等、地域ぐるみで早期発見の取り組みを行います。

①日々の観察

- ・教職員と生徒との日常の交流を通じた発見を大切にし、生徒とともに過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図ります（休み時間や昼休み、放課後等学年フロアで過ごす時間を多く持ち、丁寧で継続した対応）。
- ・生徒への関わりを多くの教職員による様々な教育活動を通して行い、複数の目による発見を大切にします。

②相談窓口と教育相談週間の周知

- ・生徒、保護者がいつでもいじめに関して相談できるよう、文書でのお知らせを通して相談窓口の周知に努めます。

<学校におけるいじめの相談窓口>

学年主任	1年	嘉山 巧	2年	太田 政典	3年	熊谷 健太郎
養護教諭		永田 咲子				
生徒指導担当		坂田 俊之				
支援コーディネーター		才竹 由布子				
登校支援相談員		井出 知久	(火・水・木・金曜日勤務)			
スクールカウンセラー		渋谷 有貴	(火曜日勤務)			

※担任はもとより、誰でも話しやすい教職員に伝えてよいことを周知させます。

・**神明中学校**

☎：046-834-4077 FAX：046-834-4480

<学校以外はいじめの相談窓口>

- ・**横須賀市教育委員会** 子どもの悩み相談ホットライン

☎：046-822-6522

- ・**神奈川県立総合教育センター** いじめ110番

☎：0466-81-8111

③学校生活アンケートの実施

- ・定期的に学校生活アンケートを実施し、生徒の状況を把握します。
- ・事実を正確に把握し、対処するためにアンケートは記名で実施します。
- ・アンケートは年3回行います。
6月・10月・2月
- ・一人ひとり丁寧に見とることを目的とし、iチェックの活用に努めます。

④教育相談の実施

- ・定期的な教育相談期間を設けて、全生徒を対象とした教育相談を実施するなど相談体制を整備します。
- ・教育相談は年3回行います。
1回目 6月1日～ 6月30日
2回目 11月1日～ 11月30日
3回目 2月1日～ 2月28日

いじめを考える<5>…相談しやすい環境づくりをするために

◆本人からの訴え

- ・**教職員の姿勢**
「よく言ってくれたね」「必ず守る」「安心して」という教職員の強い決意を伝える。
- ・**心身の安全の保証**
危険回避のための場所提供と本人の心のケアなど、具体的に心身の安全を保証する。
- ・**事実関係の把握**
事実関係の客観的な把握とともに本人の気持ちも傾聴する。

◆まわりの生徒からの訴え

- ・**教職員の姿勢**
「よく言ってくれたね」勇気ある行動をほめ、情報の発信元は絶対に明かさな
ことを伝え、安心感を与える。
- ・**心身の安全の保証**
他の生徒たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを受け止める。

◆保護者からの訴え

- ・**教職員の姿勢**
保護者がいじめに気づいたときに、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。日頃から、生徒の良いところなど、学校の様子などを連絡しておくことが必要である。
- ・保護者の気持ちを十分に理解して聞き取る。

5. いじめの対処 ～早期・迅速・組織的な対応～

いじめがあることが確認された場合、ただちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を進めます。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図ります。

学校管理下で事故が起きた場合、初期対応を大切にし、真摯に対応します。

発見から組織的対応の展開①～④

① いじめ情報のキャッチ

- ・いじめが疑われる言動を目撃した。
- ・生徒、保護者からの訴えがあった。
- ・アンケートから発見した。
- ・校内職員、保護者、地域等から情報提供があった。

〈組織的な連絡系統〉

最初に認知した教職員



関係組織へ連絡

学級担任・学年・部活動顧問等



校長・教頭へ連絡

② 緊急対策会議の立ち上げ・対応チームの編成

- (1) 情報の整理をします。
- (2) 対応方針の作成をします。
 - ・緊急度の確認
 - ・危険度（「自殺」「暴行」等）の確認
- (3) 役割分担をします。
 - ・事情聴取（被害者、加害者、周辺生徒）の担当
 - ・保護者への対応担当
 - ・関係機関への対応担当

③ 事実の究明（ききとり）

- (1) ききとり順 ①被害者 ②周辺生徒 ③加害者 の順で行います。
- (2) 被害生徒へのききとり
 - ・担任を中心に、生徒が話しやすい教師が対応します。

- ・いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていきます。

(3) 周辺生徒へのききとり

- ・いじめの事実を伝えることは「チクリ」などというものではなく、つらい立場にある人を救うことであり、人権と命を守る行為であることを伝えます。

(4) 加害生徒へのききとり

- ・対応する教師は中立の立場で事実確認を行います。
- ・被害生徒や周辺生徒からのききとりのすり合わせをし、嘘やごまかしのない事実確認をとります。

(5) 聞き取りは、複数の教職員で行うことを定期的を確認します。

(6) 聞き取りは、自尊感情、個人情報、プライバシー等の配慮をします。

④ 被害者・加害者・周辺者への指導

(1) 被害者・保護者への対応、支援

【基本的な姿勢】

- いかなる理由があっても、いじめられた生徒に対して徹底して味方になること。
- 生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続すること。

【トラブルを生む事例】

- ▲「君にも原因がある」という指導、「がんばれ」という安易な励ましをする。
- ▲保護者からの訴えに対し「うちのクラスにいじめはありません」と答える。
⇒「すぐに事実を調べ、いじめがあれば生徒を守ります」
- ▲「お子さんにも問題があるからいじめが起きた」と誤った発言をする。
- ▲電話で簡単に対応しようとする。⇒家庭訪問の大切さを常に意識します。

◎被害生徒への対応

＜状況に応じた支援を行います＞

- ・被害生徒の心配や不安を取り除くことを第一に配慮します。
- ・被害生徒の自己肯定感の喪失を食い止めるよう、生徒の良さや優れているところを認め、励まします。
- ・支援は担任が中心となりますが、生徒が話しやすい人材・信頼している人材（親しい友人や教職員、家族、地域の方）と一緒に対応します。
- ・落ち着いた生活環境・学習環境の整備を行います。
自己肯定感が回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や友人との関係づくりを支援します。いじめている側の生徒との今後の付き合い方など、行動の仕方を具体的に指導します。

場合によっては、加害生徒の特別の指導計画による指導（別室指導等）や出席停止、警察との連携による措置をとることもあります。

- ・必要に応じて外部専門家（スクールソーシャルワーカー・カウンセラー等）の協力を得ます。

◎被害生徒の保護者への対応

<事実が明らかになった時点で速やかに家庭訪問を行い保護者に事実を伝えます>

- ・事実を正確に伝えます。
- ・学校として、徹底して生徒を守り、支援していくことを伝え今後の指導方針を具体的に伝えます。
- ・学校は今後、対応経過をこまめにお伝えすることと家庭と連携しながら解決に向かって取り組みたいことを伝えます。
- ・家庭でも子どもの変化に注意をし、些細なことでも連絡をいただきたいことを伝えます。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止めます。

(2) 加害者・保護者への対応、支援

【基本的な姿勢】

○いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導します。

○自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させます。

【トラブルを生む事例】

▲保護者を非難する。

▲加害生徒の人格を否定する。

▲これまでの子育てについて批判する。

▲電話で簡単に対応しようとする。

◎加害生徒への対応

<自らの行為の責任を自覚させます>

- ・被害者のつらさに気づかせ、いじめは人格を傷つけ、生命・身体・財産を脅かす行為であることを理解させます。
- ・いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許しません。
- ・加害生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けます。
- ・いじめに至った自分の心情やグループ内での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動について考えさせます。
- ・一定の教育的配慮の下、特別の指導計画（別室指導等）による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含めた対応をとる場合もあります。

◎加害生徒の保護者への対応

<速やかに家庭訪問か来校を願い、事実を伝えるます>

<だれもが、いじめる側にも、いじめる側にもなりうることを伝え、

学校は事実について指導し、お子さんをよりよく成長させたいことを伝えます>

- ・加害生徒と一緒に事実確認をします。
- ・相手の生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを理解していただく。
- ・学校の指導方針を伝え以後の対応を適切に行えるように保護者の協力を求めます。
- ・加害生徒本人の健全な人間関係を育むことができるように成長を促すための目的であることを十分に理解させます。
- ・事実を認めなかったり、うちの子は首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判する保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の生徒を思う信念を示し、理解を求めます。

(3) いじめが起きた集団への対応、支援

【基本的な姿勢】

- 〇いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応します。
- 〇いじめの問題に、教師が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示します。

◎周辺生徒・集団への対応

<周辺生徒に対しても自分の問題として捉えさせます>

- ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であり、問題の関係者として事実を受け止めさせます。
- ・いじめを受けていた生徒は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせます。
- ・いじめの事実（周辺の態度・言葉使い・雰囲気）など、振り返りをさせます。
- ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深め、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を浸透させます。
- ・いじめの解決は加害生徒が被害生徒に謝罪をして終わるものではなく、取り巻くまわりの集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことを持って判断されるべきであることを確認します。
- ・すべての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるようにします。

6. ネット上のいじめの対応 ～学校・家庭・機関との連携～

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要があります。

未然防止には学校での校則遵守・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う事が重要です。

①特殊性による危険性

・匿名性

「自分がわからなければ」「何を書いても特定されない」「あの子も書いているから」と、安易な考えで誹謗中傷が書き込まれるケースがあります。被害者にとっては、周囲のみんなが私を誹謗中傷していると思いこんでしまうなど、心理的ダメージを大きく受けやすい。

・情報加工の容易性

掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。

・広がりやすさと犯罪性

一度流出した個人情報の回収は困難である。また不特定多数の者に流れたり、犯罪につながる危険性が高い。

②未然防止

・学級活動や道徳、集会などを通して、誹謗中傷（感染症に関わる内容を含む）を書き込むことは「いじめ」であり、決して許される行為ではないことを伝えていきます。

・関係諸機関と連携した講習会を生徒・保護者向けに定期的実施し、書き込みが悪質な場合は犯罪となり警察等と連携して対応することや、インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識を持たせます。

・保護者説明会（新入生対象や教育課程）を通して、生徒たちのパソコン・携帯電話・スマホなどを第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングやルール作りを行うことやその必要性について十分に話し合うことを促します。

③早期発見・早期対応

・ネット上の不適切な書き込みの事実が確認された時点で、被害の拡大を避けるため、保護者と協力して、直ちに削除する措置をとります。

・学校、保護者だけでは解決が困難な場合は、警察との連携を進めます。

・因果関係、指導の経緯を視覚化し関係者への周知に努めます。

7. 重大事態への対処 ～報告・設置・調査・提供～

《重大事態の定義》

「重大事態」とは、法第28条第1項第1号において「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、第2号において「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき」とされています。

「生命、心身又は財産に重大な被害」とは

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定されます。

「相当の期間」とは

国の基本方針では、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、日数だけでなく、生徒の状況や個々のケースを十分把握し、一定期間連続して欠席しているような場合も、学校の設置者または学校の判断で重大事態と認識する場合があります。

重大事態が発生した場合

報 告 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告します。

設 置 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置します。

調 査 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施します。

提 供 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し事実確認その他の必要な情報を適切に提供します。

8. 神明中学校 いじめ防止対策のための年間計画

	教職員の活動	生徒の活動（例年の取り組み）	保護者・地域への活動
4月	<p>◎学校いじめ防止対策委員会全体会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」について解説、確認 <p>○職員会議（毎月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の様子 ・学級・学年の様子 <p>○生活G会議（毎月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「仲間との出会いの大切さ」 <p>◇支援会議（毎週）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通理解・情報交換 ・支援の具体策確認 <p>△道徳（毎週）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「（例）人と人との関わり」 	<p>【学級活動】</p> <p>「新しい仲間慣れ、学級活動を協力して行う」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級開き ・仲間づくり・自己紹介 ・学級目標、ルールづくり ・学級組織づくり・係活動 ・SHR運営・学習の取り組み <p>【学年活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仲間を知り、中学を知り、新たな仲間とともに一緒に力を合わせてクラスをつくらうとする。 <p>【部活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年生仮入部、本入部 ・互いを認め合い、目標に向かって努力しようとする。 	<p>【保護者会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」について解説、啓発（1回目） ・具体的な支援の必要性があれば伺う。 ・保護者や生徒の不安感の軽減 <p>【PTA運営・常置委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTA役員との情報交換 <p>【家庭訪問】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との情報交換
5月	<p>○職員会議（毎月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の様子 ・学級・学年の様子 <p>○生活G会議（毎月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「落ち着いた学校生活」 <p>◇支援会議（毎週）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通理解・情報交換 ・支援の具体策確認 <p>■校内研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「経過観察が必要な疾病をもつ生徒」の研修 <p>△道徳（毎週）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「（例）責任の自覚」 	<p>【学級活動】</p> <p>「話し合いやクラスの取り組みを通し、班やクラスの活動を活性化する」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒総会を成功させる。 ・居心地の良い2次班づくりを目指す。 ・自分の意志をもち、仲間に伝える。 ・集団の中で個（自分）を生かすことを意識する。 <p>【学年活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年生「フィールドワーク」取り組み ・2年生「職場体験」取り組み ・3年生「研修旅行」取り組み 	<p>【学校運営協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者との情報共有 <p>【PTA上期総会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」について説明、啓発（2回目） <p>【授業参観】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒・学校の様子を公開 <p>【部活動保護者会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との情報交換 ・保護者や生徒の不安感の軽減 <p>【PTA運営・常置委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTA役員との情報交換
6月	<p>○職員会議（毎月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の様子 ・学級・学年の様子 	<p>【学級活動】</p> <p>「テストに向けて、授業の様子を見つめ直し、学級全体で取り組む」</p>	<p>【PTA運営・常置委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTA役員との情報交換

	教職員の活動	生徒の活動（昨年度の例）	保護者・地域への活動
6月	<p>○生活G会議（毎月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「諸活動の取り組みの充実」 <p>◇支援会議（毎週）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通理解・情報交換 ・支援の具体策確認 <p>△道徳（毎週）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「（例）友情の尊さ」 <p>◆学校生活アンケート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未然防止、早期発見 <p>◆教育相談（二者面談）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未然防止、早期発見 	<p>姿勢をつくる」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活発ではじめある授業へ ・朝学習、ヒントコーナーづくり・「職場体験・研修旅行」の成長点と課題を明確にし、日常に生かす。 ・学級内の役割（委員・係）を責任を持って果たそうとする。 ・学級での居場所づくり、活躍場所づくりを自らつくろうとする。 	<p>【地域連携防災デー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域との情報交換 <p>【おやじの会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との情報交換
7月	<p>○職員会議（毎月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の様子 ・学級・学年の様子 ・地域での様子 <p>○生活G会議（毎月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「はじめある生活」 <p>◇支援会議（毎週）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通理解・情報交換 ・支援の具体策確認 <p>△道徳（毎週）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「（例）人間への愛」 <p>■生徒講演会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「情報モラル講演会」 	<p>【学級活動】</p> <p>「体育祭・合唱コンクールのイメージを持たせ、学年・学級での組織づくりを行う」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織づくりは自分の希望だけでなく、クラスや学年の状況をとらえて自分が何をすべきか考える。 ・集団の中の一人が大きな存在という認識を持つ。 <p>【学年活動】</p>	<p>【三者面談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報交換 ・夏休みの課題確認 ・生活や過ごし方の確認 <p>【PTA運営・常置委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTA役員との情報交換
8月	<p>○職員会議（毎月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏休み中の生徒の様子 ・学級・学年の様子 <p>○生活G会議（毎月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「有意義な夏休み」 <p>◇支援会議（毎週）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通理解・情報交換 ・支援の具体策確認 	<p>【学級活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・命、自然の大切さ ・学級内の役割（水やり）を責任を持って果たそうとする。 ・学級での居場所づくり、活躍場所づくりを自らつくろうとする。 	
9月	<p>○職員会議（毎月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の様子 ・学級・学年の様子 <p>○生活G会議（毎月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「体育祭を通した結束力」 <p>◇支援会議（毎週）</p>	<p>【学級活動】</p> <p>「学級生活のリズムを取り戻し、期末テスト・行事に向けて、学級全体で取り組む姿勢をつくる」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テスト→体育祭→合唱コンクールという流れの見通しをもつ。 	<p>【PTA運営・常置委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTA役員との情報交換 <p>【学校運営協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者との情報共有

	教職員の活動	生徒の活動（昨年度の例）	保護者・地域への活動
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・共通理解・情報交換 ・支援の具体策確認 <p>△道徳（毎週）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「（例）広い心で」 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業規律、学ぶ姿勢、前回の取り組みの反省を生かした学習計画を考え、実行する。 ・朝学習、ヒントコーナーづくり ・体育祭の取り組みを通して、課題解決ができる力をつける。 ・上級生はリーダーシップを、下級生は見て学ぶ。 ・体育祭の取り組みから学ぶ、結果を受けて学ぶ。 	<p>【おやじの会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との情報交換
10月	<p>◎学校いじめ防止対策委員会 全体会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上半期をふり返って ・予防的な取り組みの成果 ・早期発見の手立て ・状況分析 等 <p>○職員会議（毎月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の様子 ・学級・学年の様子 <p>○生活G会議（毎月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「けじめある生活」 <p>◇支援会議（毎週）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通理解・情報交換 ・支援の具体策確認 <p>△道徳（毎週）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「（例）みんなのために」 	<p>【学級活動】</p> <p>「前期のまとめを行い、体育祭で培った学級の力、個々の力を今後の活動に生かす」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級の成長と課題を確認し、それを改善しようとする。その具体的な取り組みが合唱。生徒の主體的な取り組み（一生懸命に練習する、協力する、最後までやりとげるとさせる。 	<p>【学校公開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との情報交換 <p>【PTA運営・常置委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTA役員との情報交換 <p>【体育祭来賓来校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域との情報交換 <p>【合唱コンクール来賓来校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域との情報交換
11月	<p>○職員会議（毎月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の様子 ・学級・学年の様子 <p>○生活G会議（毎月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「時間を大切にする」 <p>◇支援会議（毎週）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通理解・情報交換 ・支援の具体策確認 <p>△道徳（毎週）</p>	<p>【学級活動】</p> <p>「行事から学習へ、お互いに高めあえる学級づくり」「生徒会選挙を通して、新しいリーダーを考え、支える学級体制づくりをする」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラスの間関係の深まりはあるか。 ・クラスや学年における自分の活動に責任をもつ。 	<p>【3年生進路説明会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との情報交換 <p>【PTA運営・常置委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTA役員との情報交換

	教職員の活動	生徒の活動（昨年度の例）	保護者・地域への活動
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・「(例) 正義を求めて」 ◆学校生活アンケート ・未然防止、早期発見 ◆教育相談（二者面談） ・未然防止、早期発見 	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙に対する認識、学校を良くしようとする認識。 【学年活動】 ・1年生「地域交流」取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> 【地域交流：1年生】 ・地域との情報交換
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○職員会議（毎月） ・生徒の様子 ・学級・学年の様子 ○生活G会議（毎月） ・「自分をふり返る」 ◇支援会議（毎週） ・共通理解・情報交換 ・支援の具体策確認 △道徳（毎週） ・「(例) 自主と責任」 	<ul style="list-style-type: none"> 【学級活動】 「テストを終え、改めて学習に対する姿勢と課題について見直す。学級 ・学校での自分の役割（係・生徒会 ・委員会）に責任をもって行う」 ・朝学習、ヒントコーナーづくり・ クラスごとの学習会で、教え合う関係、互いに高め合う関係づくりへ ・テストのための勉強ではなく日々の積み重ねの延長として捉える。 ・クラスの帰属意識を高め、クラスのために何ができるかを考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 【三者面談】 ・情報交換 ・冬休みの過ごし方の確認 【PTA運営・常置委員会】 ・PTA役員との情報交換 【学校運営協議会】 ・参加者との情報共有
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○職員会議（毎月） ・生徒の様子 ・学級・学年の様子 ○生活G会議（毎月） ・「新たな気持ち」 ◇支援会議（毎週） ・共通理解・情報交換 ・支援の具体策確認 △道徳（毎週） ・「(例) とともに生きる」 	<ul style="list-style-type: none"> 【学級活動】 「新年を迎え、学年のまとめの時期。目標をもち、目標を達成させるための具体的な手立てを考え取り組ませる」 ・基本に戻ってHR、清掃、係、生徒会活動の取り組みの大切さを確認する。 ・やり残しがないように次につながる取り組みをしっかりと行う。 【学年活動】 ・1、2年生 「百人一首大会」取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> 【PTA運営・常置委員会】 ・PTA役員との情報交換 【百人一首大会参観保護者】 ・保護者との情報交換
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○職員会議（毎月） ・生徒の様子 ・学級・学年の様子 	<ul style="list-style-type: none"> 【学級活動】 「学級・学年の課題を克服し、卒業 ・進級できるように取り組む」 	<ul style="list-style-type: none"> 【新入生冬の学校説明会】 ・新入生保護者との情報交換 ・入学時の相談等

	教職員の活動	生徒の活動（昨年度の例）	保護者・地域への活動
2月	<p>○生活G会議（毎月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「健康管理」 <p>◇支援会議（毎週）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通理解・情報交換 ・支援の具体策確認 <p>△道徳（毎週）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「（例）誠実な生き方」 <p>◆学校生活アンケート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未然防止、早期発見 <p>◆教育相談（二者面談）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未然防止、早期発見 	<ul style="list-style-type: none"> ・当たり前前（のこと）が、当たり前前（に）できているか。クラス内で助け合いの心（温かい声かけ、さりげないサポート）の大切さを再び認識する。 ・HR交換（1年生）により、成長点と課題を明らかにさせ、よりよい生活を考えるきっかけとする。 	<p>【PTA下期総会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との情報交換 <p>【PTA運営・常置委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTA役員との情報交換
3月	<p>◎学校いじめ防止対策委員会 全体会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年間をふり返って ・予防的な取り組みの成果 ・早期発見の手立て ・状況分析 ・次年度に向けて 等 <p>○職員会議（毎月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の様子 ・学級・学年の様子 <p>○生活G会議（毎月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「一年をふり返る」 <p>◇支援会議（毎週）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通理解・情報交換 ・支援の具体策確認 <p>△道徳（毎週）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「（例）役割を果たす」 	<p>【学級活動】</p> <p>「1年間のまとめとして、1・2年は学級・学年の課題をみつめ、来年度につなげていく。3年生は卒業式に向けて一つ一つの活動を大切にしていく」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラスへの愛着という気持ちかを大切にしつつ、次の学年・次の進路への意識を持たせる。 ・ふり返りのポイント1 学級内の仕事を最後までやりきる力、最終的に自分から気づいて動ける力が身についたか？ ・ふり返りのポイント2 仲間と共に過ごしやすい環境を自分たちでつくろうとしたか？ ・ふり返りのポイント3 見通しとふり返りを大切にしてきたか？ 	<p>【卒業式来賓来校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域との情報交換 <p>【1年・2年球技大会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との情報交換 <p>【学校運営協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者との情報共有

メモ

神明中学校
「いじめ防止基本方針」



平成26年4月1日策定
令和4年4月1日改定